

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、ホームページ「共助ネットかがわ」(<http://www.kyoujyo-net-kagawa.jp/>)に掲示し、平成19年8月20日まで縦覧に供する。

平成19年6月29日

香川県知事 真鍋武紀

1 申請のあった年月日

平成19年6月20日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人長寿社会支援協会

兼間道子

高松市松並町802番地1

3 定款に記載された目的

本会は、人口の高齢化が急速に進展する中にあって、高齢者や障害者などに、愛・忍耐・技術のもと、地域社会を豊かで住みよくするための福祉活動に関する事業を行い、福祉の増進と町づくりの推進に寄与することを目的とする。